

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が所有する土地に工場等を建築し、50年以上善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有していることから、時効の完成により当該土地の所有権を取得したとして、呉市を被告として原告に対し当該土地の所有権移転の登記手続をするように求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成28年（ワ）第141号所有権移転登記手続請求事件

2 提訴年月日

平成28年10月17日（訴状受理年月日 同月26日）

3 原告

呉市汐見町14番2号
水善鉄工株式会社
代表取締役 有本 良子

4 訴訟物の価額

6,595,865円

5 管轄裁判所

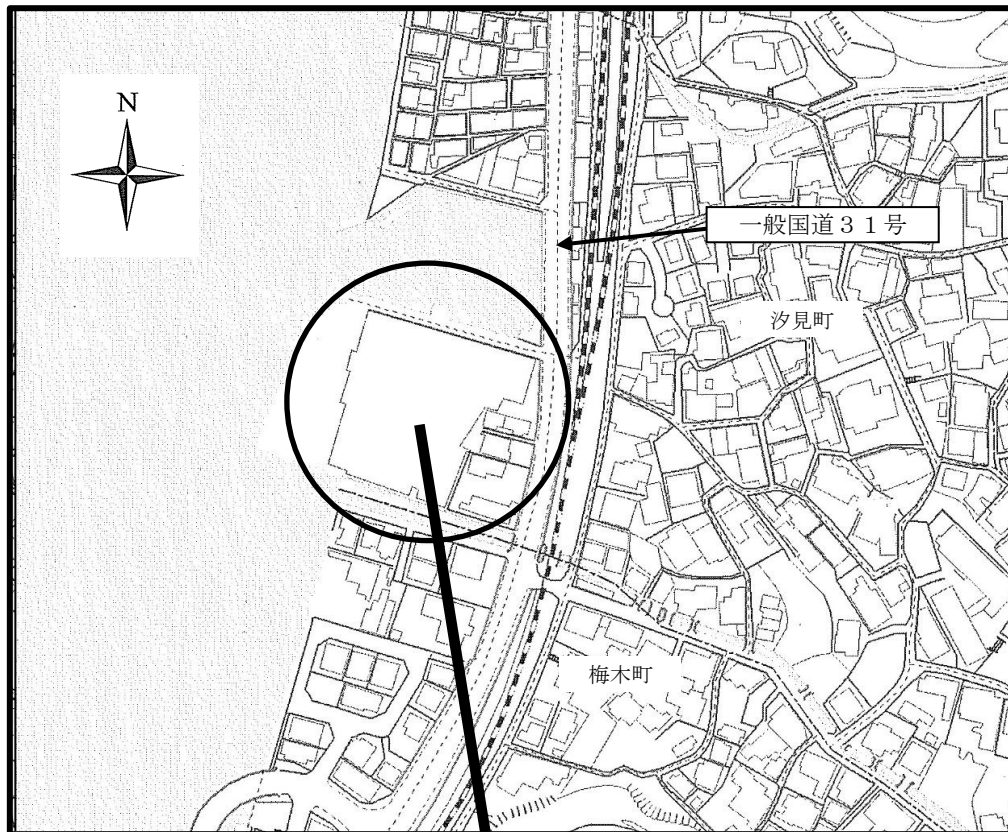
広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

原告は、呉市が所有する汐見町1番1の土地の一部（以下「本件土地」といいます。）を含む土地に倉庫、作業場及び工場を建築しています。

原告は、本件土地を昭和34年2月10日から50年以上善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有しており、昭和54年2月9日に20年の経過による時効取得完成により所有権を取得したので、時効の効果を援用し、呉市に原告に対し本件土地の所有権移転の登記手続をするように求め、提訴したものです。

【位置図】



【拡大図（公図）】

